

鹿児島市立西紫原小学校いじめ防止基本方針について

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

「いじめが解消している状態」とは

- ① いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

1 いじめに対する基本認識

全ての児童と大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る。」という認識をもち、「1件でも多く発見し、1件でも多く解決する。」という姿勢で対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」という姿勢を貫く。
- (2) いじめられている児童の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめられている児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

2 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止推進体制）

いじめ問題対策組織として、【いじめ防止対策推進委員会】（生き生き生活推進委員会）を設置する。

- (1) 目的 いじめを未然に防止し、いじめまたはその兆候を早期に発見し、いじめに関する事案に対処して、学校組織としてその解決を図る。
- (2) 構成員 校長、教頭、生徒指導主任、教育相談係、養護教諭、生活指導部員、関係学級担任、その他（必要に応じてPTA役員、スポーツ少年団外部指導者、民生委員・児童委員、学校評議員等を加える。）
- (3) 開会時期 4・6・11・2月（ただし、必要に応じて随時開催する。）

3 いじめ防止策

(1) 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、児童の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- ア 児童がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団作りに努める。
- イ 日々の授業や学級経営を重視し、わかりやすい授業づくりや、児童が互いに助け合う集団づくりの工夫を行う。
- ウ 特別の教科道徳や学級活動を重視し、「正義や公正さを重んじる心」や「命の大切さ」などの道徳性を育み、体験活動や日常生活との関連の中で、自尊感情を高める取り組みを行う。
- エ インターネットを通じて行われるいじめに対して、情報モラルの指導を計画的に行う。
- オ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- カ 児童理解の時間を毎週の学年会や職員会議などに設定し、情報の共有化を図る。
- キ 職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- ク 「ニコニコ月間」や「いじめ問題を考える週間」を中心に、適宜児童がいじめの問題について考える時間を設定する。

(2) 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- ア 児童の声に耳を傾ける。（児童用アンケート：にこにこ調査、個別面談等）
- イ 児童の行動を注視する。（友人関係、休み時間、生活ノート等）
- ウ 保護者と情報を共有する。（連絡ノート、電話・家庭訪問、学級PTA等）
- エ 地域と日常的に連携する。（地域行事への参加、関係団体との情報共有）
- オ 職員同士で情報を交換する。（放課後、学年会、児童を語る会等）

(3) 早期解決に向けて

いじめ問題が発生したときには、直ちに、いじめを受けた児童や知らせてきた児童の安全を確保し、「いじめた」とされる児童に対して担任と教頭等その他の職員と二人以上で事情を聞き取り、確認した上で校内統一用紙に記入する。生徒指導主任はその日の内にいじめ防止推進対策委員会を臨時で開く。そこで、指導方針や指導方法を明確にし、全職員で共通理解を図り、組織的な対応を行う。また、保護者や教育委員会へ連絡するとともに、相談や事案に応じ関係機関との連携を図るようにする。

- ア いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- イ 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ウ 学校は事実に基づき、児童や保護者に説明責任を果たす。
- エ いじめている児童には、行為の善悪をしっかりと理解・反省させるとともに、保護者と連絡を取り、再発防止に努める。
- オ 法を犯す行為に対しては、早期に関係機関(警察等)とも相談して協力を求める。
- カ いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- キ 必要に応じて、各種団体や専門家等の活用を図る。

【いじめ第一発見後の基本的な対応の流れ】

<p>発見</p>	<p>いじめを早期発見するために、日頃からアンテナを高くするよう努める。 ※ 担任以外の職員が発見した場合は、すぐに担任に報告。</p>	<p>全職員</p>
<p>報告</p>	<p>→学年主任、生徒指導主任、教頭、校長へ 保護者等からの連絡により発覚する場合もある。 いじめの状況が認められた場合は、直ちに学年主任、生徒指導主任、教頭、校長に報告する。</p>	<p>学級担任</p>
<p>実態調査</p>	<p>※ 事実確認は発見日中に行う。 学級担任は、被害者・加害者双方に対し聴取(交友の状況、言い分、意識等)し、その全容を明らかにする。(校内統一用紙へ記録) ○ いじめられた児童、いじめた児童、周囲にいる者の順に個別に聞き取りを行う。 ○ 情報の食い違いがないか、できるだけ複数の教員で確認しながら聴取を進める。 【情報収集の内容】 ① 誰が誰をいじているのか？(加害者と被害者の確認) ② いつ、どこで起こったのか？(時間と場所の確認) ③ どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたのか？(内容) ④ いじめのきっかけは何か？(背景と要因) ⑤ いつ頃から、どのくらい続いているのか？(期間)</p>	<p>学級担任を中心 に複数の職員で</p>
<p>いじめ防止対策推進委員会</p>	<p>※ 報告を受けた日の内に関く。 特に、被害者の心情には配慮する。 担任の報告を受け、いじめの実態の分析と考察、原因、今後の指導の方向性等について協議する。 ○ 協議内容 ・ 緊急度の確認(命に関わる可能性があるか) ・ 詳細な調査の必要性(調査の内容と方法の検討) ・ 具体的な指導、援助の検討(役割分担、支援チームの構成) ・ 事情聴取や指導の際に留意すべきことの確認 ・ 保護者への対応 ・ 関係機関との連携の方向性 ※ 緊急性のある事例は市教育委員会へ連絡</p>	<p>学級担任委員</p>
<p>職員への協力要請</p>	<p>委員会で協議された指導方法に沿って全職員で指導の統一を図る。</p>	<p>委員</p>
<p>支援・指導、保護者への説明</p>	<p>児童に対しては、事実に基づき指導を行う。 保護者に対しては、現在の状況・指導の方向性について説明していく。 特に被害者の保護者に対しては細やかに説明していく。 【指導・支援】 いじめられた児童への対応 ・ いじめられた児童を必ず守り通すという姿勢を明確にするるとともに、秘密を守ることを約束し、安心感を与える。 ・ つらさ、悔しさ等を温かく受け止め、本人の意思を確認しながら今後の対応と一緒に考える。 ・ 決して一人で悩まずに、大人に相談することの重要性を伝える。 ・ 良い点を励ますなど、自信回復への積極的支援を行う。</p>	<p>学級担任 管理職</p>

- ・ 自己肯定感を回復できるよう、学級集団に溶け込みやすい雰囲気づくりや活躍の場づくりを支援する。
- ・ 仲直りして問題が解決したと考えず、その後の行動や心情をきめ細やかに継続して見守る。

いじめた児童への対応

- ・ いじめられた児童の心理的、肉体的な苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。
- ・ 何がいじめであるかなど、いじめの定義や内容等についてしっかりと理解させる。
- ・ 不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- ・ いじめた子どもの家庭や地域での状況、人間関係や生活経験等についても把握しておく
- ・ 場合によっては、警察等の協力や出席停止措置をとる。
- ・ いじめが解決したとみられる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

傍観者への対応

- ・ いじめられた児童の気持ちについて話し、いじめは人の命に関わることで、絶対に許されないことであることを指導する。
- ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・ 見て見ぬふりをする行為の背景にある心理等について共感的に理解した上で、互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係等について指導する。
- ・ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

【保護者への説明】

- 直接会って、具体的な対策を説明する。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
※ 担任に管理職が同行し、説明を行う。

いじめられた児童の保護者	いじめた児童の保護者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。 ・ 学校の把握している実態や経緯等を隠さずに保護者へ伝える。 ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。 ※ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めるとともに、学校として児童を守り通すことを十分に伝える。 ※ 家庭での児童の変化に注意してもらい、些細なことでも学校へ相談するように伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 責めるのではなく、事実を正確に伝え、いじめられた児童や保護者の気持ちに共感してもらおう。 ・ 「いじめは決して許される行為ではない」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。 ・ 担任等が仲介役となり、いじめられた保護者と協力していじめを解決するために保護者同士が理解し合うように要請する。 ・ 児童のよりよい成長を図るため、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を継続する。

関係諸機関への連絡

校長が判断し、必要に応じて行う。

校長

※ いじめの事実を確認した場合は、「さ・し・す・せ・そ」の合い言葉で対応する。

さ：最悪の事態を想定して し：慎重に す：素早く せ：誠実に そ：組織で対応

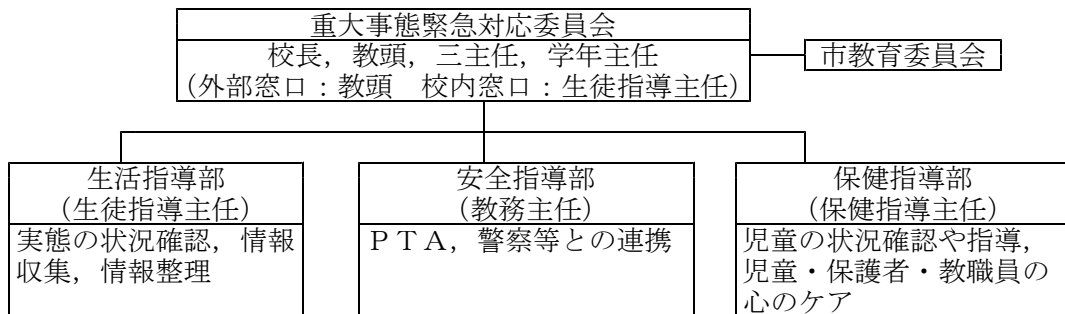
(4) 重大事態への対処

重大事態を認知したときは、緊急対応策に従って組織的に対応する。

○ 重大事態とは

- ・ 生命、身体または財産等に重大な被害が発生した場合
例：児童が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神症の疾患を発症した場合等
- ・ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
年間30日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合、目安にかかわらず、学校の判断で迅速に対応する。

- ア 重大事態であると思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会を通じて市長へ報告する。
- イ 実態を調査するために、「重大事態緊急対応委員会」を設置し、市教育委員会と連携して全校体制で対応する。



- ※ それぞれ（ ）内の者をリーダーとし、行動する。
- ※ 調査対象となるいじめ事案の関係者との直接の人間関係または特別の利害関係を有する者がいた場合その者を除き、新たに適切な専門家を加える等、公平性・中立性を確保する。
- 事実関係を明確にするための調査を実施する。その際、因果関係の特定を急ぐのではなく、関係機関との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

【いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 聞き取りを中心に実施するが、調査については十分な配慮を行いインターネット上のプライベートに関する情報拡散、風評被害等にも配慮する。 ・ いじめられた児童の学校復帰を最優先とした調査を行う。 ・ 情報を提供してくれた児童等の安全を確保する。
【いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめられた児童が入院または意識不明等の病状や死亡した場合は、当該児童の保護者の要望、意見を十分に聴取し、今後の調査について協議し、調査に着手する。

ウ 調査対象の児童及びその保護者に対して調査方法や調査内容について十分説明し、合意を得ておく。また、調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた児童及びその保護者へ情報提供する旨を十分説明し、承諾をとっておく。調査の実施と平行して、調査そのものが心的負担を与えることも考慮して、市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーの派遣を依頼する。

(5) 家庭や地域との円滑な連携

学校は、いじめ問題の早期発見・解消と未然防止に向けた家庭、地域との連携を図る。

- ア 教育相談の実施やS S Wの紹介、相談窓口の周知徹底を行う。
- イ 学校だよりやリーフレット等の活用による情報提供を行う。
- ウ ネットいじめについての対応の強化を行う。
- エ スポーツ少年団やあいご会活動、子ども 110 番の家等との情報交換を行う。

(6) 関係機関との連携

問題が大きくなる前に、早めに関係機関と相談をして早期対応を図る。

- ア いじめが発生したらすぐに、市教育委員会へ報告、連絡、相談をし、連携を図る。
- イ S S Wやスクールカウンセラー等を活用し、連携を図る。
- ウ 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- エ 他にも児童虐待が疑われる場合も適切な対応をする。

関係機関	電話番号
鹿児島市教育委員会青少年課	2 2 7 - 1 9 7 1
県警察本部 (少年サポートセンター)	2 3 2 - 7 8 6 9
鹿児島南警察署	2 6 9 - 0 1 1 0
紫原交番	2 5 8 - 1 7 6 6
県中央児童相談所	2 6 4 - 3 0 0 3
鹿児島市子ども福祉課	2 1 6 - 1 2 6 0

(7) その他

- ア 学校いじめ防止基本方針を、学校のホームページで公表し、児童一人一人のいじめ防止への理解と認識を深め、実践への意欲喚起を図ることができるようにする。
- イ 学期末に、定期的な点検・見直しを行い、これに基づいた必要な措置を行い、学校いじめ基本方針を更新していくようにする。